

第9 設問及び選択肢の設定

基本的な考え方

- 1 住民投票の発議権者である市長は、請求権者と協議を重ねる過程において、請求の趣旨に配慮し、住民投票の期日を告示するときまでに住民投票の設問及び選択肢を具体的に決定する。
- 2 設問は、簡潔かつ明確でなければならない。
- 3 選択肢は、原則、二者択一により賛否を問う形式とする。
- 4 住民投票の請求の趣旨は、住民からの請求、議会からの請求又は市長自らの発議があったときに、速やかに明示されることが望ましい。
- 5 具体的な設問及び選択肢は、住民投票の期日を告示するときまでに明示されることが望ましい。

市民検討懇話会での議論・検討内容

1 設問及び選択肢の設定者

住民投票の発議権者は市長であるため、最終的には、市長が設問及び選択肢を設定する。この場合において、設問及び選択肢の設定は市長の判断のみに委ねられるのではなく、請求権者の意思を確認しながら行われる。

住民投票の請求の趣旨は書面で提出され、これを基に具体的な設問及び選択肢が作られることとなる。設問を設定し、選択肢の形式を整える過程では、市長が請求の趣旨に配慮し、請求権者と慎重に協議を重ねて決定することが求められる。

2 設問及び選択肢を決定する時期

設問は、住民からの請求、議会からの請求又は市長自らの発議があったときから住民投票の期日を告示するときまでの間に発議権者が検討し、具体的に決定する。

3 設問及び選択肢の形式

設問及び選択肢については、投票者が容易に内容を理解できるものであり、投票の際に賛否の表明が容易にできるものでなければならない。そのため、設問については簡潔であり、賛否を明確に判断できるものを設定する。

設問は、一方に意見を誘導するようなものであってはならず、公正、公平なものとなるよう、十分に留意する必要がある。

二者択一以外の選択肢を設定した場合、投票結果の解釈に疑義が生じたり、投票結果に対する多様な解釈が可能となったりするおそれがある。また、尊重すべき投票結果については、明確に捉えられる必要がある。そのため、選択肢は、原則、二者択一により賛否を問う形式とする。

4 請求の趣旨並びに具体的な設問及び選択肢の明示時期

住民は、住民投票の請求の趣旨、具体的な設問及び選択肢があらかじめ示された中で、実際に行われる住民投票において賛否を判断することとなる。そのため、住民投票の請求の趣旨については、住民からの請求、議会からの請求又は市長自らの発議があったときに、速やかに明示されることが望ましい。また、具体的な設問及び選択肢については、住民投票の期日を告示するときまでに明示されていた方が、投票しやすいものと考えられる。

あらかじめ請求の趣旨、具体的な設問及び選択肢が示されることにより、公平、公正な設問及び選択肢が設定されたのかどうかの判断が可能となる。